修　繕　仕　様　書

1.　件　　名　市川市立妙典中学校非常放送設備等修繕

2.　施行場所　　市川市妙典５丁目22番１号

3.　施行期間　令和８年４月24日　から　令和８年８月31日　まで

4.　修繕内容　市川市立妙典中学校における非常放送設備等について修繕を行うもの。

①　事務室　非常放送設備　　　　　　更新　　　一式

②　放送室　一般放送設備　　　　　　更新　　　一式

③　職員室　リコモンマイク　　　　　更新　　　一式

［工程関係］

5.　作業日は学校運営に影響が出ないように配慮し、作業時間は、原則午前８時半から午後５時までとするが、工程上やむを得ない場合は、学校側と協議し、調整しなければならない。

6.　主たる騒音の出る作業は、学校運営に支障のない日に行うこととするが、やむを得ない場合は学校側と協議し、日時を調整しなければならない。

［安全対策関係］

7.　学校施設であり、生徒、職員等が居ながらの施工であることに配慮し、生徒等の安全確保を十分に行うこと。

8.　資機材の搬出入時においては、生徒の活動時間を考慮した上で、交通誘導員を配置し車両通行時は必ず誘導を行う等、必要に応じて十分な安全対策を講じること。

［施工関係］

9.　受注者は、施工前・施工中・施工後の状況を対照できるよう可能な限り同位置から写真撮影すること。また、施工後外部から明視できなくなる箇所については、施工状況が明確に確認できるように撮影しなければならない。提出時には原則**両面印刷**とし、紙面の減量に努めること。

10.　受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。

11.　受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については監督

職員の指示を受けなくてはならない。また、発生材の扱いに関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守すること。

12. 受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うと共に、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。

13. 受注者の判断において、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督職員の承諾を受け、その区域を適切に防護すると共に、立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。

14. 前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。

15. 本契約の施工において疑義が生じた場合には、双方協議のうえ履行すること。

16. 受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

17. この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、市川市と受注者とがその都度協議の上、決定するものとする。

［情報セキュリティ対策関係等］

18. 受注者は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、契約約款別記「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、受注者は、施工にかかる上で知りえた個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

［提出書類関係］

19. 提出書類については、以下の通り、監督職員と協議の上、作成し、提出すること。

・着手届　（１部）

・施工計画書または工程表（１部）

・出荷証明書または納品書（１部）

・保証書（適宜）　（１部）

・施工報告書および写真帳（１部）

・完了届　（１部）

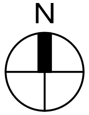

市川市教育振興部教育施設課 市川市　八幡1丁目1番1号	学校名	施行場所	図面名称	縮尺
	市川市立妙典中学校	妙典5丁目22番1号	案内図	1/5000

施設の配置図	縮尺	1／1200	学校名	妙典　中学校	調査番号	(都道府県) 12	(市町村) 203	(学校) 3616	整理番号	463 - ①

凡　　例

建　物

- ㊡未とり 未とりこわし建物
- ㊀危 危険建物
- ㊀借 借 用 建 物
- ㊀一時 一時使用建物
- ㊀屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
- ㊀未完 未完成建物

建物以外の工作物等

- 門 正門、通用門
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 自 自転車置場
- 簡 簡易な小規模構造物
- 受 受水槽
- 電 キュービクル
- 浄 浄化槽
- 囲 囲　障
- 飼 飼育小屋
- 倉 倉　庫
- 他 当該学校以外の建物
- 撲 相撲場
- 鉄 鉄　棒
- 砂 砂　場
- 温 温　室
- ネ バックネット
- バ バスケットゴール
- サ サッカーゴール

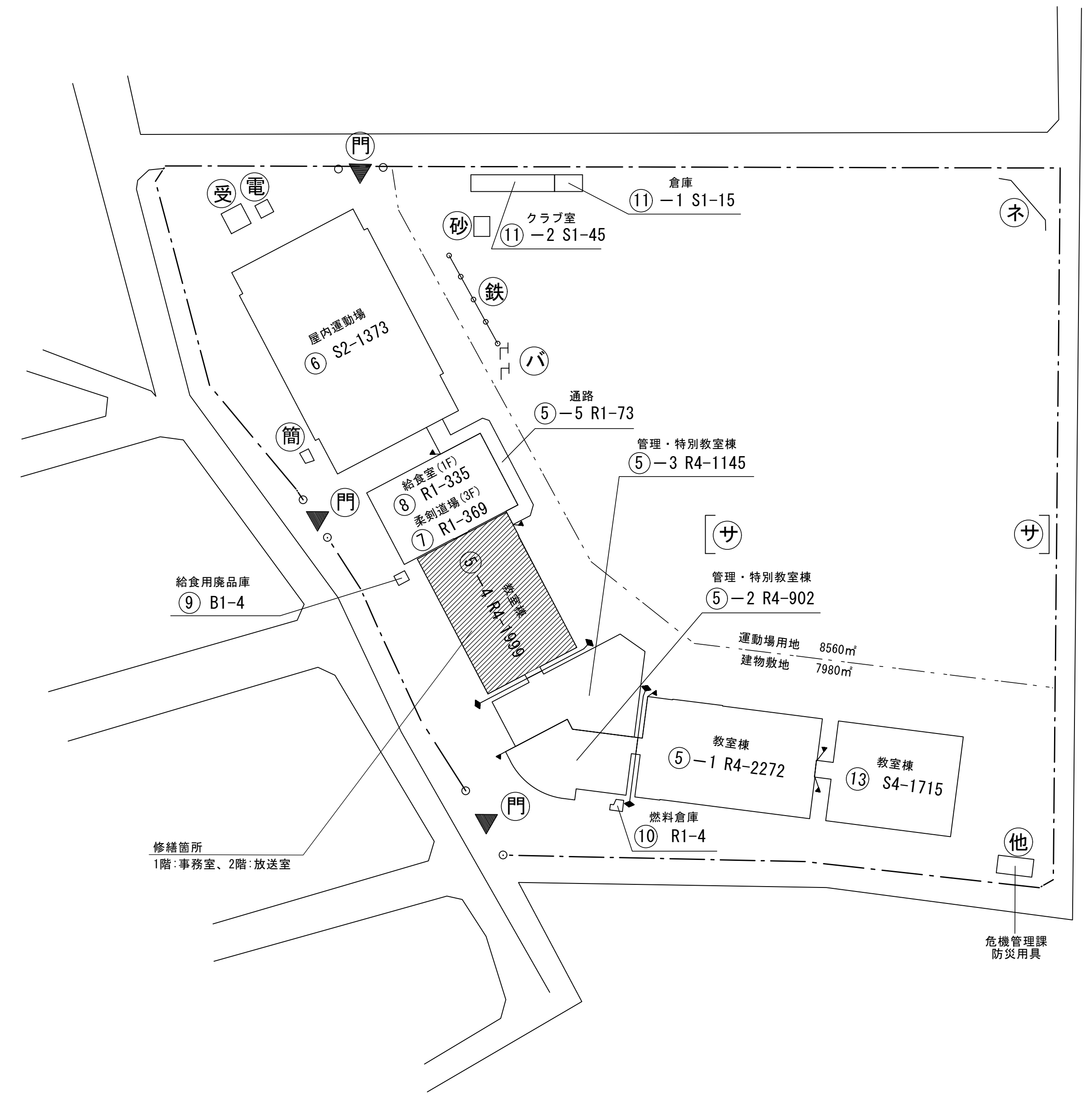

方　位

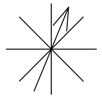

(北に矢印を付す)

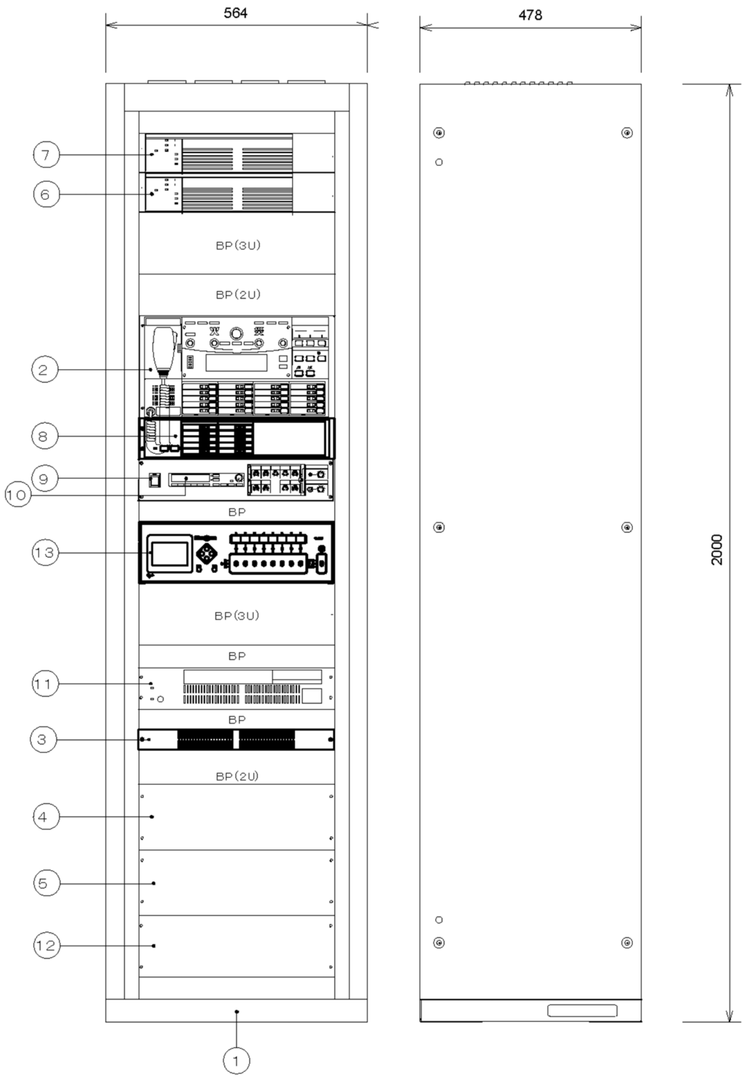

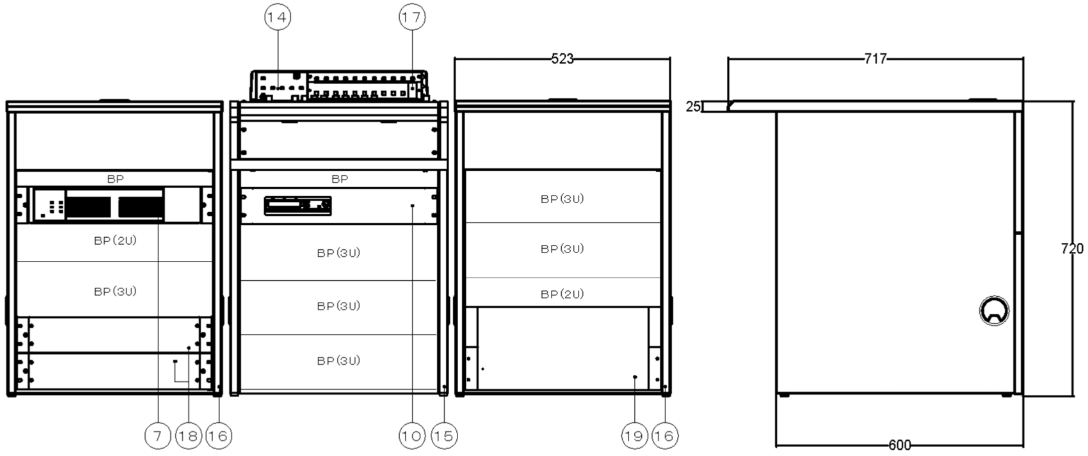

〈構成〉

番号	名 称	員数	品 番	備 考	番号	名 称	員数	品 番	備 考	番号	名 称	員数	品 番	備 考
①	ラック形非常用放送設備	1	WL-8500A		⑩	ラジオチューナー(ミキサーユニット取付)	2	WU-T60B	⑮設置は別途取付プレート製作必要	⑭	音声調整卓	1	WL-SA211	
②	非常操作ユニット(20局+一斉)	1	WK-ER500A	①に付属	⑪	非常電源ユニット	1	WP-570B		⑮	本体卓	1	WL-SA200	
③	電源制御ユニット	1	WU-L62	①に付属		蓄電池	2	WU-EB700	⑪内に搭載	⑯	袖卓	2	WL-SA201	
④	入出力制御ユニット	1	WU-ER550	①に付属	⑫	増設用出力制御ユニット(10回線)	1	WU-ER551		⑰	増設スイッチユニット	1	WL-SA203	
⑤	出力制御ユニット(20回線)	1	WU-ER552	①に付属	⑬	年間式プログラムタイマー	1	TD9102KN		⑱	インターフェースユニット	2	WU-SA205	
⑥	電力増幅ユニット(120W)	1	WU-PD122			BP:ブランクパネル				⑲	リレーユニット	1	WU-R72	
⑦	電力増幅ユニット(360W)	2	WU-PD182								BP:ブランクパネル			
⑧	増設用操作ユニット(10局)	1	WK-EX510											
⑨	ミキサーユニット	1	WU-MU160											

市川市教育振興部教育施設課 市川市　八幡1丁目1番1号	学 校 名	施行場所	図面名称	縮 尺
	市川市立妙典中学校	妙典5丁目22番1号	非常放送アンプ・放送卓　姿図	N.S.

平面図	縮尺	1／600 (0 5 10 15 20 25 m)	学校名	妙典　中学校	調査番号	(都道府県) 12	(市町村) 203	(学校) 3616	整理番号	463－②

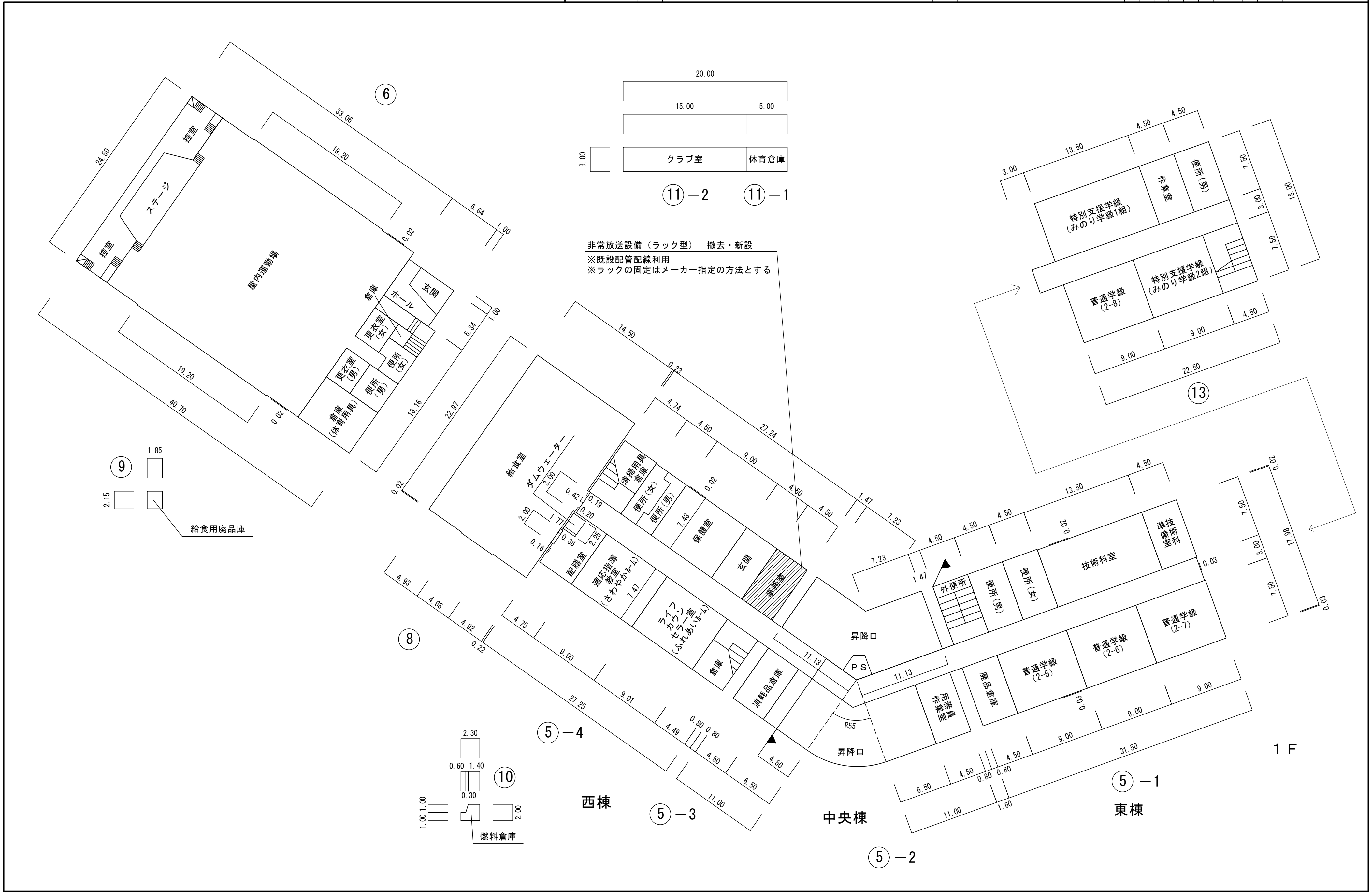

平面図	縮尺	1／600	学校名	妙典　中学校	調査番号	(都道府県) 12	(市町村) 203	(学校) 3616	整理番号	463－③

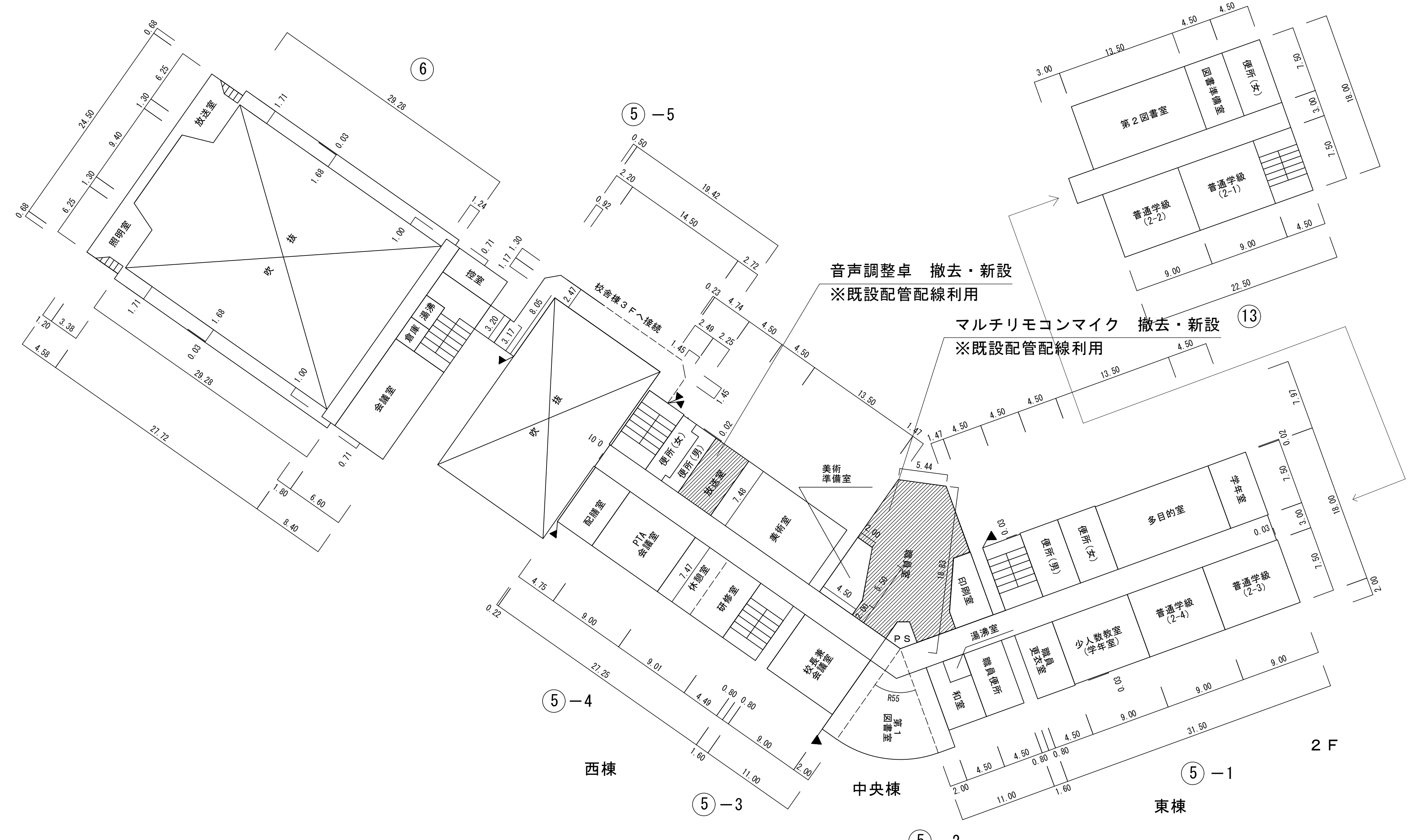

設　計　書

件　　名　　市川市立妙典中学校非常放送設備等修繕

施行場所　　市川市妙典5丁目22番1号

（修繕価格　　　　　　　　　　　　　　　）

本工事は、市川市立妙典中学校の非常放送設備等の修繕を行うもの。
・拡声設備　一式

修繕費内訳

名　　　称	数　量	単 位	金　　額	備　　考
市川市立妙典中学校	1	式		
計				
消費税（10%）				

名　　称	数　量	単 位	金　　額	備　　考
直接修繕費	1	式		
諸経費	1	式		
計				

市川市立妙典中学校　科目別内訳

電気設備工事

名　　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
拡声設備	1	式		
計				

市川市立妙典中学校　細目別内訳

電気設備工事		拡声設備				
名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
非常放送架	ﾗｯｸ型　20局　480W 設置費、機器設定調整費、ｼｽﾃﾑ試験調整費（施工前、施工後）含む	1	式			
ﾏﾙﾁﾘﾓｺﾝ	10局 ACｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ含む	1	個			
ﾃﾞｽｸｱﾝﾌﾟ	卓上型　10局　360W 設置費、試験調整費含む	1	式			
配線接続費		1	式			
消防検査費		1	式			
運搬交通費		1	式			
撤去費		1	式			
発生材処理費		1	式			
計						